

## 新 旧 対 照 表

## □公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款

現 行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「第三者」とは当該プロジェクトの「利用者および財団」以外の法人等とし、別プロジェクトの利用者は、同一法人であっても第三者とする。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(利用目的)</p> <p>第3条 FOCUSスパコンは、「京」の産業利用の促進を図るため、<u>産業界のスパコン利用企業層を拡大するための技術高度化支援を中心に供用を行うほか、産学連携研究や実践的な企業技術者の育成を推進することを目的とし、次の利用に供用する。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) HPCI戦略プログラム等の研究成果の産業界への普及を目的する「公的アプリケーションソフトの利活用支援」利用</p> <p>(6) 大学、<u>研究機関と企業等</u>による産学連携研究の推進を目的とする「産学連携研究」利用</p> <p>(7) 大学等との連携による実践的な企業技術者の育成を目的とする「企業技術者の育成」利用</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) 日本国内に所在地を有し、<u>会社法等に規定される法人の「企業」</u></p> <p>(2) 日本国内に所在地を有する<u>非営利団体および公共団体等の「公的機関」</u></p> <p>(3) <u>日本国内に所在地を有する大学及び独立行政法人等の研究機関等の「学術機関」</u></p> <p>(4) 民法、有限責任事業組合法、技術研究組合法、中小企業等協同組合法等に規定される組合のうち「企業共同体」、「有限責任事業組合」、「技術研究組合」、「技術開発組合」、「事業協同組合」等</p> <p>(5) その他、理事長が認める機関</p> <p>2 前項に定める企業以外の利用者が、第3条の利用目的を達成するため企業と共同で利用申請をする場合、第15条に定める利用申請に際し、次の各号に該当するいずれかを合わせて提出すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他、理事長が認めるもの</p> <p>(利用資格)</p> <p>第6条 FOCUSスパコンの利用については、政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員のみが利用資格を持つ。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「第三者」とは当該プロジェクトの「利用者及び財団」以外の<u>自然人を含む法人等</u>とし、別プロジェクトの利用者は、同一法人であっても第三者とする。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(利用目的)</p> <p>第3条 FOCUSスパコンは、「京」<u>をはじめとするスーパーコンピュータの産業利用の促進を図るため、企業・大学・研究機関等で得られた知見や研究開発の成果をスーパーコンピュータで利用するための技術高度化支援を行うほか、大学・公的機関等の知財の活用や産学連携研究、実践的な企業技術者の育成を推進することを目的とし、次の利用に供用する。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) HPCI戦略プログラム、<u>『ポスト「京」で重点的に取り組むべき社会的・科学的課題に関するアプリケーション開発・研究開発』重点課題等の研究成果の産業界への普及を目的とする「公的アプリケーションソフトの利活用支援」</u>利用</p> <p>(6) 大学、<u>独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利団体</u>と企業による産学連携研究の推進を目的とする「産学連携研究」利用</p> <p>(7) 大学、<u>独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利団体</u>との連携による実践的な企業技術者の育成を目的とする「企業技術者の育成」利用</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) 日本国内に所在地を有し<u>かつ登記されている会社法等に規定される法人の「企業」</u></p> <p>(2) 日本国内に所在地を有する<u>「大学」、独立行政法人及び財団法人など学術・研究機関を含む「公的機関」並びに「非営利団体」</u></p> <p>(3) 民法、有限責任事業組合法、技術研究組合法、中小企業等協同組合法等に規定される組合のうち「企業共同体」「有限責任事業組合」「技術研究組合」「技術開発組合」「事業協同組合」等</p> <p>(4) その他、理事長が認める機関</p> <p>2 前項第2号及び第3号に定める企業以外の法人等が利用しようとする場合、その利用目的が第3条の<u>いずれかを十分に達成しかつスーパーコンピュータの産業利用の促進に資することを示す書類を財団に提出すること。なお、企業以外の法人等が、第3条の利用目的を達成するため企業と共同で利用申請をする場合、第15条に定める利用申請に際し、次の各号に該当するいずれかを提出すること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 削除</p> <p>(利用資格)</p> <p>第6条 FOCUSスパコンの利用については、政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員<u>かつ日本国内の居住者</u>のみが利用資格を持つ。</p>

<p>(サービス)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) FOCUSスパコン利用講習会</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) その他</p> <p>2 前項2号のソフトウェアのうち、FOCUSスパコンを利用するために必要な基盤ソフトウェア(OS、ジョブ管理、開発環境、データ転送等)については財団より貸与される。</p> <p>3 FOCUSスパコンの利用にあたって必要となるソフトウェアの内、前項の財団が提供するもの以外のソフトウェアの利用権やソフトウェア利用時のサポート権等の取得は利用者が行うものとする。また、その確保に必要な費用は、利用者の負担とする。</p> <p>4 財団は、FOCUSスパコンネットワークシステム内部から対外インターネット接続点までの導通を確保し利用者に提供するが、対外インターネット接続点から利用者までのインターネット等を利用した外部接続に関しては、利用者が確保することとし、財団はその責を負わない。</p> <p>5 FOCUSスパコン利用講習会、「京」を中核とするHPCIの産業利用支援につながるサービス等の講習会では、受講定員を超過した場合にはサービスを受けられないことがあるが、財団はその責を負わない。</p> <p>6 財団は、第1項に掲げるサービス又はそれらに付帯するサービスを廃止することがある。その際は、廃止する14日前までに責任者に対し通知を行うものとする。</p> <p>(通知方法)</p> <p>第13条 財団から利用者に対する通知は、本約款に特に定めのない限り、連絡責任者に、電子メールにてテキストデータやPDFファイルを送信又は書面を郵送する方法により行う。財団が連絡責任者に対して前記の方法により通知した場合において、当該通知が到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害については、財団は一切責任を負わないものとする。</p> <p>(利用申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用申請に際し、利用を希望する法人は、本約款を遵守する旨の誓約書に署名し財団に提出するものとする。</p> <p>3 前項の申請に際し、全従事者は身分を証明する顔写真付の公的証明書(免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、旅券等)の写しを提出するとともに、本約款を遵守する旨の同意書に署名し財団に提出するものとする。</p>	<p>2 前項に定める日本国内の居住者とは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 日本人でありかつ日本国内に居住するもの</p> <p>(2) 日本人でありかつ日本の在外公館に勤務するもの</p> <p>(3) 外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの</p> <p>(4) 外国人でありかつ日本国内に入国後6か月以上を経過しているもの</p> <p>(サービス)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) FOCUSスパコンの利用に係る講習会及びFOCUSスパコン上で利用可能なソフトウェアに係る講習会</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) FOCUSスパコンネットワークへの持ち込み機器接続</p> <p>(9) その他</p> <p>2 前項第1号の利用権のうち、日単位、月単位及び年度単位の期間占有利用については、別に定めるポリシーに基づきサービスを提供する。</p> <p>3 第1項第2号のソフトウェアのうち、FOCUSスパコンを利用するために必要な基盤ソフトウェア(OS、ジョブ管理、開発環境、データ転送等)については財団より貸与される。</p> <p>4 FOCUSスパコンの利用にあたって必要となるソフトウェアの内、第1項の財団が提供するもの以外のソフトウェアの利用権やソフトウェア利用時のサポート権等の取得は利用者が行うものとする。また、その確保に必要な費用は、利用者の負担とする。</p> <p>5 財団は、FOCUSスパコンネットワークシステム内部から対外インターネット接続点までの導通を確保し利用者に提供するが、対外インターネット接続点から利用者までのインターネット等を利用した外部接続に関しては、利用者が確保することとし、財団はその責を負わない。</p> <p>6 第1項第6号及び第7号の講習会では、受講定員を超過した場合にはサービスを受けられないことがあるが、財団はその責を負わない。</p> <p>7 第1項第8号に係るサービスの提供を受けようとするものは、持ち込む機器及びその利用目的を明確にした書面、並びに財団が求める機器のセキュリティチェック等に係る文書類を提出すること。</p> <p>8 財団は、第1項に掲げるサービス又はそれらに付帯するサービスを廃止することがある。その際は、廃止する14日前までに責任者に対し通知を行うものとする。</p> <p>(通知方法)</p> <p>第13条 財団から利用者に対する通知は、本約款に特に定めのない限り、連絡責任者に、電子メールにてテキストデータやPDFファイルを送信又は書面を郵送する方法により行う。財団が連絡責任者に対して前記の方法により通知した場合において、当該通知が到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害については、財団は一切責任を負わないものとする。</p> <p>(利用申請)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 利用申請に際し、利用を希望する法人の責任者は、本約款を遵守する旨の誓約書に署名し財団に提出するものとする。</p> <p>3 第1項の申請に際し、全従事者は財団の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写しを提出すること。</p> <p>4 財団は、前項の証明書として有効なものを以下のとおりと定める。</p>
---	--

<p>(審査) 第16条 (略)</p> <p>(審査の不承認) 第17条 (1) (略) (2) 以前に、財団との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用者が、財団との契約上の義務の履行を怠る<u>恐れ</u>がある場合 (3)～(7) (略) (8) 人権<u>および</u>利益保護への配慮を行っていない場合 (9) 利用者が財団の社会的信用を失墜させる態様で、FOCUSスパコン利用サービスを利用する<u>恐れ</u>がある場合 2 (略)</p> <p>第18条 (略) (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団および第3号に規定する暴力団員 (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係を有する者 2 (略) 3 (略)</p> <p>(申請の取り下げ) 第20条 <u>責任者が利用承認通知書</u>を受領後、特段の事情によりプロジェクトの実施が困難であると判断し、申請の取り下げをする場合は、<u>プロジェクトが利用を開始する前までに</u>、書面にて届出を行うものとする。 2 財団は前項に基づく事由により利用申請の取り下げの届出を受理したときは、<u>承認の決定は無かったもの</u>として措置するものとする。</p> <p>(契約者変更の届出) 第21条 利用契約した法人が合併した場合、合併後存続する法人又は合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に届け出るものとする。財団は、変更の届出が遅れたこと又は同届出を怠ったことによる利用者又は第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたこと又は同届出を怠ったことにより財団からの通知が不着・延着した場合でも、通常到達すべき時期に到達したと見なす。また、財団は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性<u>および</u>継続性が認められる場合に限り、これを承認する。</p>	<p>(1) <u>運転免許証</u> (2) <u>旅券</u> (3) <u>住民基本台帳カード</u> (4) <u>在留カード</u> (5) <u>その他財団が認めるもの</u></p> <p>(審査) 第16条 (略) <u>2 財団は、利用承認をした後でも、前項の情報提供を求める場合がある。</u></p> <p>(審査の不承認) 第17条 (1) (略) (2) 以前に、財団との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用者が、財団との契約上の義務の履行を怠る<u>おそれ</u>がある場合 (3)～(7) (略) (8) 人権<u>及び</u>利益保護への配慮を行っていない場合 (9) 利用者が財団の社会的信用を失墜させる態様で、FOCUSスパコン利用サービスを利用する<u>おそれ</u>がある場合 2 (略)</p> <p>第18条 (略) (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団<u>及び</u>第3号に規定する暴力団員 (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団<u>及び</u>暴力団員と密接な関係を有する者 2 (略) 3 (略)</p> <p>(申請の取り下げ) 第20条 <u>財団が申請書</u>を受領後、特段の事情によりプロジェクトの実施が困難であると判断し、<u>責任者が申請の取り下げ</u>をする場合は、<u>財団が利用を承認し前条に定める利用承認通知書を発行する前までに</u>、書面にて届出を行うものとする。 2 財団は前項に基づく事由により利用申請の取り下げの届出を受理したときは、<u>利用の申請は無かったもの</u>として措置するものとする。</p> <p>(契約者変更の届出) 第21条 利用契約した法人が合併した場合、合併後存続する法人又は合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に届け出るものとする。財団は、変更の届出が遅れたこと又は同届出を怠ったことによる利用者又は第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたこと又は同届出を怠ったことにより財団からの通知が不着・延着した場合でも、通常到達すべき時期に到達したと見なす。また、財団は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性<u>及び</u>継続性が認められる場合に限り、これを承認する。</p>
--	--

## (経費の負担)

第23条 利用者は、FOCUSスパコンの利用にあたり、プロジェクト毎に、別表1に定める利用費を負担しなければならない。

- 2 財団に支払うべき金額は、利用経費の他、当該利用経費支払に対して課される消費税および地方消費税相当額を加算した額（以下「料金」という。）とする。
- 3 FOCUSスパコンの利用期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。
- 4 (略)

## (禁止事項)

第27条 (略)

- 2 責任者、従事者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
  - (1)～(2) (略)
  - (3) FOCUSスパコン利用サービスの利用において、第三者に対しアカウント又はパスワード等を提供する行為
  - (4) 財団もしくは第三者の財産、著作権・商標権等の知的財産権、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為
  - (5) 財団もしくは第三者の電子情報を改ざん又は消去する行為
  - (6)～(7) (略)
  - (8) 財団又は第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
  - (9) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様においてFOCUSスパコン利用サービスを利用する行為、又はその恐れのある行為
  - (10) FOCUSスパコン利用サービスの提供を妨害する行為、又は妨害する恐れのある行為
  - (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為
  - (12) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為
  - (13) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為
  - (14)～(15) (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

## (変更の届出)

第28条 (略)

- 2 財団は前項の規定に基づく変更承認申請書を受理し、内容が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに書面をもって通知する。なお、承認しなかった場合も、その旨を速やかに通知する。

## (経費の負担)

第23条 利用者は、FOCUSスパコンの利用にあたり、プロジェクト毎に、別に定める利用料金表に基づき、利用経費を負担しなければならない。

- 2 財団に支払うべき金額は、利用経費の他、当該利用経費支払に対して課される消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「料金」という。）とする。
- 3 FOCUSスパコンの利用期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。
- 4 (略)

## (禁止事項)

第27条 (略)

- 2 責任者、連絡責任者又は従事者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
  - (1)～(2) (略)
  - (3) 第41条に定めるアカウントの不正利用行為又はそのおそれのある行為
  - (4) 財団若しくは第三者の財産、著作権・商標権等の知的財産権、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
  - (5) 財団若しくは第三者の電子情報を改ざん、又は消去する行為
  - (6)～(7) (略)
  - (8) 財団又は第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
  - (9) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様においてFOCUSスパコン利用サービスを利用する行為又はそのおそれのある行為
  - (10) FOCUSスパコン利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為
  - (11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ又は社会的に許されないような行為
  - (12) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (13) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
  - (14)～(15) (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

5 第1項又は第2項に違反したことにより財団が損害を被った場合、利用者は財団の被った損害について賠償しなければならない。

6 責任者、連絡責任者又は従事者が第2項第3号に違反したときは、利用者は財団に対し、財団が請求する違約金を支払わなければならない。

7 違反行為が悪質な場合には、財団は、利用者名及び違反行為の内容を公表することができる。この場合、秘密情報が開示されることになったとしても、第31条の定めに関わらず財団は責任を負わないものとする。

## (変更の届出)

第28条 (略)

- 2 財団は、前項の規定に基づく変更承認申請書を受理し、内容が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに書面をもって通知する。なお、承認しなかった場合も、その旨を速やかに通知する。

<p>(利用の停止、廃止) 第29条 1～3 (略) 4 財団は、利用者が本約款に違反した場合、その利用を停止、又は廃止できるものとする。</p> <p>(秘密の保護) 第31条 1～3 (略) 4 財団が前項により秘密情報を利用する場合であっても、第2条第11号(ニ)(ホ)及び(ヘ)に定める秘密情報へのアクセス権は、FOCUSスパコン運用を行う特定作業者のみがこれを有するものとする。</p> <p>(提供の中止) 第33条 (略) (1) (略) (2) 天災その他の非常事態が発生し、又はその恐れがあるため、緊急を要してFOCUSスパコンの財団による運用を優先させる必要がある場合</p> <p>(サービスおよびアカウントの一時停止) 第34条 財団は、<u>第41条に定めるアカウントの不正利用もしくはその恐れがある場合、又は次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトに対するFOCUSスパコン利用サービスの提供およびアカウントを一時停止することができる。</u> (1)～(3) (略) 2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスおよびアカウントを一時停止する場合には、連絡責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(利用内容の変更) 第36条 財団は、利用者のFOCUSスパコン利用サービスの利用状況に応じ、利用方法の変更の要請又は勧告をすることがある。利用者は、これを正当な理由なく拒絶することはできないものとする。 2 前項に基づく要請又は勧告の結果、FOCUSスパコンの利用を停止又は廃止する時には、責任者は、<u>第28条に基づく届出をすること。</u> 3 前項に基づく利用契約を中途契約しても、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。</p> <p>(損害賠償の制限) 第40条 (略)</p>	<p>(利用の停止、廃止) 第29条 1～3 (略) <u>4 削除</u></p> <p>(秘密の保護) 第31条 1～3 (略) 4 財団が第2項及び第3項により秘密情報を利用する場合であっても、第2条第11号(ニ)(ホ)及び(ヘ)に定める秘密情報へのアクセス権は、FOCUSスパコン運用を行う特定作業者のみがこれを有するものとする。</p> <p>(提供の中止) 第33条 (略) (1) (略) (2) 天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがあるため、緊急を要してFOCUSスパコンの財団による運用を優先させる必要がある場合</p> <p>(サービス及びアカウントの一時停止) 第34条 財団は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該プロジェクトに対するFOCUSスパコン利用サービスの提供及びアカウントを一時停止することができる。 (1)～(3) (略) 2 財団は、FOCUSスパコン利用サービス及びアカウントを一時停止する場合には、連絡責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(利用内容の変更) 第36条 財団は、利用者のFOCUSスパコン利用サービスの利用状況に応じ、利用方法の変更の要請又は勧告をすることがある。利用者は、これを正当な理由なく拒絶することはできないものとする。 2 前項に基づく要請又は勧告の結果、FOCUSスパコンの利用を停止又は廃止する時には、責任者は、<u>第29条に基づく届出をすること。</u> 3 前項に基づく利用契約を中途解約しても、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。</p> <p>(損害賠償の制限) 第40条 (略) <u>2 FOCUSスパコン利用サービスを利用できなくなった事由が次の各号に該当するとき、当該事由に起因する利用者の損害について、財団はいかなる法律上の責任も負わない。</u> (1) <u>メンテナンス等保守作業の実施</u> (2) <u>天災、疫病の蔓延、戦争等の非常事態</u> (3) <u>第三者による攻撃</u> (4) <u>行政又は司法機関による命令</u> (5) <u>財団の管理外にある利用者及び第三者のソフトウェア、機器、ネットワーク等の不具合</u> (6) <u>FOCUSスパコン及び利用者のクライアント上で動作するソフトウェアの不具合</u></p>
--	---

## (アカウントの管理)

第41条 利用者、責任者又は従事者は、FOCUSスパコン利用サービスに関する財団提供のアカウント及びアカウントのパスワード（自ら再設定したものを含む）を、財団の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければならない。利用者、責任者又は従事者は、第三者にアカウント又はパスワードを提供してFOCUSスパコンを利用させてはならない。アカウントの不正利用と認められた場合には直ちにアカウントの利用停止を行う。

## (ソフトウェアの提供)

第46条 (略)

## (準拠法)

第49条 本約款及び利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとする。

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。

この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。

この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。

この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。

この約款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

(7) 利用者がFOCUSスパコンを利用するにあたって自ら施した設定等

(8) 利用者の不正な操作、不正行為

(9) その他上記に準じる行為と財団が判断した場合

## (アカウントの管理)

第41条 利用者、責任者又は従事者は、FOCUSスパコン利用サービスに関する財団提供のアカウント及びアカウントのパスワード（自ら再設定したものを含む）を、財団の承諾なく従事者以外のもの（以下、本条において「第三者」という）に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければならない。

2 利用者、責任者又は従事者は、第三者にアカウント又はパスワードを提供してFOCUSスパコンを利用させてはならない。

3 財団が、利用者、責任者又は従事者について前項に違反する疑いがあると認めたときは、第34条第2項の定めによらず財団は直ちに当該利用者のアカウントを一時的に停止することができる。

4 財団が、利用者、責任者又は従事者が第2項に違反したと認めたときは、第27条第3項の規定により、事前に通知、催告をすることなく当該利用者との契約を解除することができる。

## (ソフトウェアの提供)

第46条 (略)

2 追加費用負担が必要なソフトウェアのうち、期間定額で利用できるソフトウェアについては、利用者から利用の申し出があった期間内はソフトウェア利用量に関わらず定額で利用できるものとする。ただし、当該期間中に他の利用者による計算資源の占有等により当該ソフトウェアを利用できない期間が生じた場合でも、財団はその補填、減額、解約等には応じない。

## (準拠法)

第49条 本約款及び利用契約は、日本の法律にしたがって作成したものと見なされ、また、日本の法律にしたがって解釈されるものとする。

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。

この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。

この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。

この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。

この約款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

FOCUSスパコン利用料金表			利用料金表、削除
■アカウント発行料、スパコンシステム利用料、ストレージシステム利用料等			
区分	金額 (消費税抜き)	備考	
アカウント発行	従事者1名あたり 10,000 円		
Aシステム	<b>【従量利用】</b> ・基本料金 1～8 ノード 1 ノード・時間あたり 100 円 ・並列割引料金 9～16 ノード 1 ノード・時間あたり 90 円 17～24 ノード 1 ノード・時間あたり 80 円 25～32 ノード 1 ノード・時間あたり 70 円 33～40 ノード 1 ノード・時間あたり 60 円 41 ノード以上 1 ノード・時間あたり 50 円	トライアルユース対象は、A、B、C、D、Eシステム従量利用とする。 トライアルユース期間は、年度内とする。 トライアルユースは、上限10,000円(消費税抜き)分のノード・時間の利用とする。	
	<b>【期間占有 (日単位)】</b> ・基本料金 1～8 ノード 1 ノード・日あたり 2,400 円 ・並列割引料金 9～16 ノード 1 ノード・日あたり 2,160 円 17～24 ノード 1 ノード・日あたり 1,920 円 25～32 ノード 1 ノード・日あたり 1,680 円 33～40 ノード 1 ノード・日あたり 1,440 円 41 ノード以上 1 ノード・日あたり 1,200 円		
	<b>【期間占有 (月単位)】</b> 1 ノード・月あたり 46,080 円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。	
	<b>【期間占有 (月単位)】</b> 16 ノード・月あたり 460,800 円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とし、利用月は4月から12月までの最長9か月とする。 16ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限6単位(96ノード)。 別途、専用フロントエンドサーバLightの契約を必須とする。	
	<b>【期間占有 (年度単位)】</b> 16 ノード・年あたり 6,307,200 円	Aシステム期間占有(年度単位)は16ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限1単位(16ノード)。	
Bシステム	<b>【従量利用】</b> 1 ノード・時間あたり 100 円		
	<b>【期間占有 (日単位)】</b> 1 ノード・日あたり 2,400 円		

Cシステム	【従量利用】 1ノード・時間あたり 80円	
	【期間占有（日単位）】 1ノード・日あたり 1,920円	
	【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり 36,864円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。
	【期間占有（年度単位）】 4ノード・年あたり 1,401,600円	Cシステム期間占有（年度単位）は4ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限5単位（20ノード）。
Dシステム	【従量利用】 ・基本料金 1～32ノード 1ノード・時間あたり 300円 ・並列割引料金 33～40ノード 1ノード・時間あたり 285円 41～48ノード 1ノード・時間あたり 270円 49～64ノード 1ノード・時間あたり 255円 65ノード以上 1ノード・時間あたり 240円	
	【期間占有（日単位）】 ・基本料金 1～32ノード 1ノード・日あたり 7,200円 ・並列割引料金 33～40ノード 1ノード・日あたり 6,840円 41～48ノード 1ノード・日あたり 6,480円 49～64ノード 1ノード・日あたり 6,120円 65ノード以上 1ノード・日あたり 5,760円	
	【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり 172,800円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。
	【期間占有（年度単位）】 4ノード・年あたり 5,256,000円	Dシステム期間占有（年度単位）は4ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限6単位（24ノード）。
Eシステム	【従量利用】 1ノード・時間あたり 600円	
	【期間占有（日単位）】 1ノード・日あたり 14,400円	
	【期間占有（月単位）】 1ノード・月あたり 345,600円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。

	<b>【期間占有（年度単位）】</b> 2ノード・年あたり 5,256,000円	Eシステム期間占有（年度単位）は2ノード単位のみ。ノードの増減は不可。提供上限8単位（16ノード）。
ストレージ	<b>【ホーム領域】</b> 1課題につき200GB無償割当	ホーム領域へのストレージ追加は不可。
	<b>【ホーム兼ワーク領域（追加ストレージ領域）】</b> 10GB・月あたり 300円	ストレージを追加する場合は、全てホーム兼ワーク領域への追加。提供上限16TB。
フロントエンドサーバ	<b>【共用】</b> 無償	ファイルシステム管理、ジョブ管理等、debug キューの制限時間を超えない短時間ジョブの実行用途に限る。
	<b>【専用】</b> ・Light (2.26GHz 12コア 48GB RAM 500GB HDD) 1台・月あたり 50,000円 ・Heavy (2.26GHz 12コア 48GB RAM 1800GB HDD) 1台・月あたり 60,000円 ・Thin (2.2GHz 4コア 8GB RAM 1000GB HDD) 1台・月あたり 40,000円 ・Medium (2.8GHz 20コア 64GB RAM 6000GB HDD) 1台・月あたり 50,000円 ・Fat (Medium + Xeon Phi 5110P 1基) 1台・月あたり 100,000円	利用期間の単位は、利用当月の1日から末日までの1か月とする。 専用フロントエンドサーバ上でのジョブの実行は自由。
ソフトウェア	・Gaussian 09 1ノード・時間相当あたり 120円 ・MIZUHO/BioStation 1ノード・時間相当あたり 80円 ・Parallel CONFLEX 1ノード・時間相当あたり 80円	
その他	<b>【コンピュータ室への機器持込み(占有利用)】</b> ・サーバ(ペDESTAL) 1台・月あたり 20,000円 (1台あたり消費電力 1kW 以内) ・サーバ(ラック搭載・共用領域) 1U・月あたり 50,000円 (1Uあたり消費電力 1kW 以内) ・サーバ(ラック搭載・占有領域) 区画(10U)使用料 月あたり 10,000円 1U・月あたり 20,000円 (1Uあたり消費電力 1kW 以内) <b>【コンピュータ室へのネットワーク接続</b>	ラックからネットワーク接続

	<p>(共用ベストエフォート)】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1000BASE-T 接続 1ポート・月あたり 5,000円</li><li>・10GBASE-T 接続 1ポート・月あたり 10,000円</li><li>・10GBASE-SR 接続 1ポート・月あたり 20,000円</li><li>・10GBASE-LR 接続 1ポート・月あたり 40,000円</li></ul> <p>【貸出HDD】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・物理容量 32TB 1台・日あたり 1,500円</li><li>・物理容量 20TB 1台・日あたり 1,000円</li><li>・物理容量 6TB 1台・日あたり 500円</li></ul>	<p>ポートまでの配線工事費は実費負担とする。 貸研究室内の FOCUS スパコン直結スイッチの利用は無償。</p>	
--	--	--	--